



おおた 2月 ふれあい情報



池上梅園で春の香りを楽しみませんか 雪吊り、水琴窟なども 楽しめます



会場 池上梅園
開園時間 午前9時～午後4時30分(入園は午後4時まで)
休園日 月曜日(休日の場合は翌平日)、年末年始
 2・3月の休園はありません

入園料 100円(6～15歳は20円。5歳以下と65歳以上、身体障害者手帳などをお持ちの方は無料。要確認書類)

問合せ先 地域基盤整備第一課管理係 ☎5764-0629 FAX5764-0633



詳しくはこちら

地域力応援基金助成事業 (ステップアップ助成)の募集

福祉、環境、まちづくり、教育など公益性が認められ、社会貢献につながる区民を対象とした非営利事業に助成金を交付します。

●ステップアップ助成

団体を発展させる事業や、スタートアップ助成事業実施後の規模拡大を支援する制度

対象団体 オーちゃんネットに登録し、設立から2年以上経過している
対象期間 4月1日～令和5年3月31日に実施する事業
助成金額 1団体40万円まで
申請期間 1月31日～3月1日必着

問合せ先へ事前連絡の上、申請書(問合せ先で配布。区ホームページからも出力可)と必要書類を持参

問合せ先 地域力推進課区民協働・生涯学習担当 ☎5744-1204 FAX5744-1518



分譲マンション管理セミナー・個別相談会

●セミナー(オンライン開催) 大田区チャンネル(YouTube)で配信します。

配信期間 3月1日(火)～31日(木)
テーマ 「将来にわたるマンション修繕費用の把握と長寿命化」
 ～長期修繕計画はマンションの未来予想図～
講師 一級建築士 坪内 真紀

●個別相談会

対象 分譲マンションの居住者、管理組合役員、購入予定者
日程 3月20日(日) **会場** 区役所本庁舎2階 **定員** 抽選で8組
申込 2月25日必着。問合せ先へはがきかFAX(〒住所、氏名、電話番号を明記)
 問合せ先 建築調整課住宅担当(〒144-8621大田区役所) ☎5744-1416 FAX5744-1558

要配慮者の支援を考える講演会 (オンライン開催)

大分県別府市での事例を交えて、災害時に配慮が必要な方々への、地域での支援体制構築に向けた講演です。大田区チャンネル(YouTube)で配信します。

配信期間 1月31日(月)～3月31日(木)

テーマ 「誰ひとり取り残さない防災」
講師 大分県別府市防災危機管理課
 防災推進専門員 村野 淳子

問合せ先 防災危機管理課防災危機管理担当 ☎5744-1611 FAX5744-1519



詳しくはこちら

エコフェスタワンダーランドONLINE



今年の冬はおうちからオンラインで地球の未来について考えてみませんか。子どもたちに環境への関心を持ってもらうため、親子で学べる環境学習イベントを開催します。特設Webサイトからご参加ください。



特設Webサイトはこちら

開催期間 2月1日(火)午前9時～28日(月)午後4時30分
 問合せ先 環境計画課計画推進・温暖化対策担当 ☎5744-1362 FAX5744-1532

在宅医療相談窓口 専用ダイヤル 5744-1632

在宅で医療を受けたい方向けの、往診などに関する電話相談

対象 区内在住の方と家族
日時 平日、午前9時～正午(休日、年末年始を除く)

●お住まいの地域による受付日

担当地区	月	火	水	木	金
大森地区		●			●(第2・4)
田園調布地区	●			●	
蒲田地区			●		●(第1・3・5)

問合せ先 健康医療政策課地域医療政策担当 ☎5744-1264 FAX5744-1523

多言語で相談できる窓口があります

外国人区民が日常生活で困っていることを気軽に相談できます。国際都市おおた協会多言語相談窓口へ電話してください。電話(TEL)03-6424-8822(4月10日まで)

※国際都市おおた協会多言語相談窓口は、4月11日に「おおた国際交流センター」へ移転します。移転先住所=蒲田4-16-8-201(おおた国際交流センター内)電話(TEL)03-6424-4924

対応言語 Languages	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri
English (英語)	10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00	×	10:00～17:00
汉语(中国語)	10:00～17:00	10:00～17:00	×	10:00～17:00	10:00～17:00
Tagalog(タガログ語)	10:00～17:00	×	×	×	10:00～17:00
ネパール語	×	×	10:00～17:00	×	×
Tiếng Việt(ベトナム語)	×	×	×	10:00～17:00	×

第1、第3日曜日の13時～17時、弁護士に相談できます。予約が必要です。

特別区民税・都民税の申告期限は3月15日です

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申告にご協力ください。

■申告期間 2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後4時30分(土・日曜、休日を除く) ■受付場所 区役所本庁舎2階
 ■郵送・問合せ先 課税課(〒144-8621 大田区役所) FAX 5744-1515(共通) ●大森地区 ☎5744-1194 ●調布地区 ☎5744-1195 ●蒲田地区 ☎5744-1196



詳しくはこちら

新型コロナウイルス感染症の影響により
 催しなどは中止・延期となる可能性があります

発行 大田区/令和4年 編集 広聴広報課
 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
 ☎5744-1111(代) FAX 5744-1503